

「新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画」（改定素案）からの主な変更点

※「新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画」（改定素案）から、パブリック・コメント意見等を踏まえて修正しています。主な変更点は以下の赤字下線のとおりです。なお、軽微な変更や文言整理などは除いています。

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	原案（変更前）
1	パブリック・コメント意見 目次について、目的のトピックをすぐに探し出せるよう修正	目次	—	第2部 各対策項目の考え方及び取組 第1章 実施体制 第1節 準備期 <u>1-1 本計画の見直し</u> <u>1-2 実践的な訓練の実施</u> <u>1-3 体制整備・強化</u> <u>1-4 関係機関の連携の強化</u>	第2部 各対策項目の考え方及び取組 第1章 実施体制 第1節 準備期
2	修正依頼（庁外） 東京都からの指摘を踏まえ修正	第2部第3章第2節 「2-3 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表」	52	① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。	① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。 <u>また、必要に応じ、区長に対し、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者（東京都に居住地を有する者に限る。）の数、当該者の居住する市区町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を提供・共有する。</u>
3	修正依頼（庁外） 東京都からの指摘を踏まえ修正	第2部第3章第3節 「3-3 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表」	54	① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。	① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。 <u>また、必要に応じ、区長に対し、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者（東京都に居住地を有する者に限る。）の数、当該者の居住する市区町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を提供・共有する。</u>
4	修正依頼（庁外） 東京都からの指摘を踏まえ修正	第2部第8章第3節 「3-1-2-3 適切な医療受診等に向けた区民等への呼び掛け等」	117	② 区は、都や患者等搬送事業者等とも連携して、患者について、患者の状況や感染症の性状、感染状況等に応じ、自宅、入院医療機関、宿泊療養施設等での移動手段を確保する。 <u>また、区民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控える等、救急車の適正利用について周知する。【健康部・危機管理担当部】</u>	② 区は、都や患者等搬送事業者等とも連携して、患者について、患者の状況や感染症の性状、感染状況等に応じ、自宅、入院医療機関、宿泊療養施設等での移動手段を確保する。【健康部】

5	修正依頼（庁外） 東京都からの指 摘を踏まえ修正	第2部第11章第3節 「3-2-3 積極的疫 学調査」	146	② 区は、積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、J I H S に対して <u>F E T P</u> 等の派遣を、 <u>また都に対して T E I T の派遣を</u> 要請する。【健康部】	② 区は、積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、J I H S に対して <u>実地疫学の専門家</u> 等の派遣を要請する。【健康部】
6	修正依頼（庁外） 東京都からの指 摘を踏まえ修正	第2部第11章第3節 「3-3-1-1 迅速な 対応体制への移行」	149	③ 区は、感染状況等の実情に応じ、J I H S に対し F E T P 等の派遣を、 <u>また都に対し T E I T の派遣を</u> 要請する。	③ 区は、感染状況等の実情に応じ、J I H S に対し F E T P 等の派遣を要請する。
7	修正依頼（庁外） 東京都からの指 摘を踏まえ修正	第2部第11章第3節 「3-3-2-1 流行状 況や業務負荷に応じ た体制の見直し」	150	② 区は地域の感染状況等の実情に応じ、J I H S に対し F E T P 等の派遣を、 <u>また都に対し T E I T の派遣を</u> 要請する。	② 区は地域の感染状況等の実情に応じ、J I H S に対し F E T P 等の派遣を要請する。